

宮城県山岳連盟スポーツライミング選手規範

選手は、以下の条項を理解するとともに所定の誓約書に署名、これを遵守しなければならない。

1. 宮城県山岳連盟の活動・行事（合宿、練習、ミーティング、壮行会等）には必ず参加すること。ただし、監督もしくは強化委員長が、やむを得ない事情によるものと認めた場合は、その限りではない。
2. 宮城県山岳連盟の活動・行事において、監督もしくは強化委員長により定められた時刻（集合時間、門限等）を厳守する。
3. 違法行為または代表選手の名誉と信用を損なうようなスポーツマンシップに反する発言や行為をしてはならない
4. 代表チームとしての活動期間中は 20 歳以上であっても喫煙は禁止する。
また、飲酒については合宿及び大会期間中は禁止とする。
5. 合宿及び大会期間中の宿舎においては、緊急事態の場合を除き、男子選手は女子選手の部屋へ、女子選手は男子選手の部屋には立ち入らないこととし、選手同士の交流は共有のスペースで行う。ただし、宿舎などの共有スペースが限られている場合は、監督の了承があった時のみ、許される。
6. その他、監督もしくは強化委員長により定められた行動規範を遵守する。

【違反選手に対する処分】

1. 県代表選手が、前記の行動規範に違反すると認められたときは宮城県山岳連盟理事会の決定により処分を受ける。
2. 監督もしくは強化委員長の報告に基づき、必要に応じて宮城県山岳連盟スポーツライミング部部長は、次の処分を行うことができる。
 - (1) チームの活動・行事に参加することを停止し、自宅にて謹慎させること。
 - (2) 宮城県代表選手から除外すること。
 - (3) その他、違反の程度に従った処分。
3. 第 1 項、第 2 項の処分に際して、それぞれ理事会、理事並びに担当委員長は、当該選手からの書面または口頭による弁明の機会を与えなければならない。

以上。